

知的財産高等裁判所の創設について（とりまとめ）

2003年12月11日
知的財産戦略本部
権利保護基盤の強化
に関する専門調査会

知的財産重視の国家政策を内外に対し明確にするとともに、紛争のスピード処理、判決の予見可能性（判断の早期統一）及び技術専門性への対応を高めるため、法律に規定された裁判所として、司法行政面での独立した権限が法律上確保された知的財産高等裁判所を創設し、知的財産訴訟の審理の更なる充実・迅速化を図るべきである。このため、知的財産高等裁判所を創設する法案を2004年の通常国会に提出すべきである。

I 創設の必要性とその意義

1 知的財産重視の国家的意思表示の必要性

知的財産紛争が国際化し、模倣品問題が深刻化する状況において、知的財産重視の国家の姿勢を明確に内外に示すことが重要。

経済のグローバル化に伴い、知的財産紛争も国際化しつつある中、我が国内において、知的財産に精通している裁判官が、知的財産紛争について適切な判断を下す体制を整備し、その存在を国の内外に示すことが肝要である。

知的財産高等裁判所の創設は、我が国が侵害に対して確固たる姿勢を貫くというメッセージを海外に対し発信することになり、今後国内への流入が懸念される模倣品等に対しても大きな抑止力になる。

国際的にも、設立の背景、管轄する事件の範囲や組織などは様々ではあるが、米、英、独などには知的財産の事件を専門的に扱う裁判所が存在し、欧州全体でも共同体特許裁判所の設立に向けた議論が進められている。また、アジアでは、韓国、タイ、シンガポールに特許に関する裁判所が設けられている。このような状況にあって、我が国の知的財産高等裁判所には、アジアを中心として世界の知的財産に関する裁判をリードしていく役割も期待される。

2. 紛争のスピード解決の重要性

知的財産の価値が高まっていく中で紛争のスピード処理、判決の予見可能性(判断の早期統一)が極めて重要。

近年の特許権侵害に対する損害賠償額の上昇に見られるように、企業経営や事業活動における知的財産の価値は増大している。また、技術の進歩は日進月歩であり、特に先端技術の陳腐化のスピードも速くなっている。

このような状況においては、知的財産紛争をスピーディーにかつ統一的に処理することが極めて重要である。裁判所における迅速かつ統一的な判断は、知的財産を創造する環境をサポートする上で重要であるとともに、事業活動の予見性を高め、知的財産に基盤を置いた事業活動の発展に資することとなる。さらに、今後国内への流入が懸念される模倣品に対しても、迅速に統一的な判断を下せる体制の整備は急務であり、また抑止効果も期待される。

3. 技術専門性への対応

高度かつ先端的な技術について判断を要する技術専門的な事件に対応できる体制が必要。

技術進歩のスピードは急速であり、また今後は、先端技術の先鋭化がさらに進み、専門性が深化していくことが想定される。特に、知的財産は、技術の中でも非常に高度で専門的な知識、あるいは専門的な新しい概念の知識を対象としており、必然的に知的財産裁判は、高度かつ先端的な技術についての判断を必要とする。

したがって、知的財産高等裁判所を創設し、技術と知的財産に強い人材を配置して、国民の信頼に応える体制整備を図る必要がある。このため、裁判所調査官の権限を拡大・明確化するとともに、民事訴訟法改正により導入される専門委員の積極的活用を図ることが必要である。また、知的財産高等裁判所の裁判官には、通常訴訟と知財訴訟の経験を豊富に積んだ、技術と知的財産に適性をもった裁判官を充てる。さらに、技術的素養を持つ法曹有資格者及び知的財産や技術に強い弁護士の積極的任官を進める必要がある。

なお、技術判事の問題については、知的財産高等裁判所の創設とは切り離し、

別途検討することとする。

4 . 知的財産重視の独立した司法行政の確立

知的財産高等裁判所において司法行政面での独立した権限を法律上確保すること及び人事、予算、訴訟運営などについて知的財産重視の運用が可能となるような体制を構築することが必要。

知的財産に関する裁判所の体制を強化する上では、司法行政面においても知的財産重視の運用が可能となるようなシステムを構築する必要がある。

- (1) 人事面では、知的財産に強い裁判官が育成されるよう、長期的視点にたったキャリアパスと人事ローテーションが可能となるシステムを構築する必要がある。また、知的財産高等裁判所の裁判官は理科系の人材が法科大学院（ロースクール）に入る目標になると同時に、知的財産・技術に強い弁護士の積極的任官を図るよう人事政策を確立することが必要である。
- (2) 予算面では、裁判官の海外留学・海外派遣、国際会議への出席等の国際交流の活性化、研修の充実による人材育成の強化、判決の英語発信や裁判官自身による情報発信等の強化といった知的財産重視の執行ができるようにすることが必要である。
- (3) また、知的財産高等裁判所においては、知的財産紛争の特性と迅速化の要請を踏まえて、判断の統一のための5人合議制の積極的活用や知的財産訴訟にふさわしい訴訟運営や手続を確立することが必要である。
- (4) さらに地方在住者の便宜にも十分配慮した運用を行う必要がある。

II 知的財産高等裁判所の創設について（提言）

本専門調査会は、上記Ⅰを踏まえ、知的財産高等裁判所の創設について、以下のように提言する。

- 1 . 知的財産重視の国家的意思表示を内外に示すとともに、知的財産紛争の迅速かつ専門的な解決を図るために、知的財産高等裁判所を創設する。
- 2 . 知的財産高等裁判所は、法律に明確に規定された裁判所とし、司法行政面での独立した権限が法律上確保された組織とする。また、人事、予算、訴訟運営などについては知的財産重視の運用を行う。
- 3 . 知的財産高等裁判所においては、紛争のスピード解決及び判決の予見可能性（判断の早期統一）を確保するため、5人合議制の活用や知的財産訴訟にふさわしい訴訟運営・手続の確立などの体制を整備する。
- 4 . 知的財産高等裁判所においては、審理における技術専門性を確保するため、裁判所調査官や専門委員を積極的に活用するとともに、技術的素養を持つ法曹有資格者及び知的財産や技術に強い弁護士の任官を進める。
- 5 . 地方における司法アクセスの拡大を図るため、テレビ会議システムや電話会議システムを活用するとともに、出張により尋問や検証等の証拠調べを積極的に行う。
- 6 . 政府においては、知的財産高等裁判所を創設するための法案を速やかに作成し、2004年の通常国会に提出すべきである。